（利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第二十五条の二　法第十一条の十六第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事業又は業務は、信用事業に係る事業又は業務（次条において「信用事業関連業務」という。）とする。

（利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第二十五条の三　組合等は、当該組合等、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合等の子金融機関等（法第十一条の十六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～四　（略）

２・３　（略）

（組合に類する者）

第二十五条の四　法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の組合その他これに類する者として主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該組合（法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行う組合に限る。以下この条において同じ。）の組合集団（当該組合及びその子会社（法第十一条の八第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）の集団をいう。次号において同じ。）

二　（略）

２　（略）

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号（これらの規定を法第九十六条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に掲げる組合についての法第十七条の十四第一項第一号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定めるもの及び法第八十七条の二第二項第一号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（連合会にあっては、組合のために行う場合を含む。）。

一～二十二　（略）

二十三　自らを子会社とする組合等（組合又は連合会若しくはその子会社である法第八十七条の二第二項第六号イ（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する銀行（以下「信託兼営銀行」という。）をいう。以下この号において同じ。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該組合等のために当該債権の担保の目的となっている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十四・二十五　（略）

２　（略）

（利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第二十五条の二　法第十一条の十三第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事業又は業務は、信用事業に係る事業又は業務（次条において「信用事業関連業務」という。）とする。

（利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第二十五条の三　組合等は、当該組合等、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者又は当該組合等の子金融機関等（法第十一条の十三第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う信用事業関連業務に係る利用者又は顧客（以下この条において「利用者等」という。）の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～四　（略）

２・３　（略）

（組合に類する者）

第二十五条の四　法第十七条の十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の組合その他これに類する者として主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該組合（法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行う組合に限る。以下この条において同じ。）の組合集団（当該組合及びその子会社（法第十一条の六第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）の集団をいう。次号において同じ。）

二　（略）

２　（略）

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号（これらの規定を法第九十六条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に掲げる組合についての法第十七条の十四第一項第一号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定めるもの及び法第八十七条の三第二項第一号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（連合会にあっては、組合のために行う場合を含む。）。

一～二十二　（略）

二十三　自らを子会社とする組合等（組合又は連合会若しくはその子会社である法第八十七条の三第二項第六号イ（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する銀行（以下「信託兼営銀行」という。）をいう。以下この号において同じ。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該組合等のために当該債権の担保の目的となっている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十四・二十五　（略）

２　（略）